

熊谷税務署管内納税貯蓄組合連合会会則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は、熊谷税務署管内納税貯蓄組合連合会と称する。
- 第 2 条 本会は、熊谷税務署管内の納税貯蓄組合（以下単に組合という）をもって組織する。
- 第 3 条 本会は、事務所を熊谷市宮町 2 - 3 9 熊谷商工会議所内に置く。

第 2 章 目的及び事業

- 第 4 条 本会は、組合の運営を円滑にするために下記の事業を行うことを目的とする。
- （ 1 ）組合相互間の連絡指導並びに援助その他育成強化に関する事。
 - （ 2 ）組合の設立又は組合員の加入勧誘に関する事。
 - （ 3 ）組合又は組合員の預貯金又は納税に関する事。
 - （ 4 ）青年部、女性部の指導育成に関する事。
 - （ 5 ）その他目的達成のうえに必要な事項。

第 3 章 機関及び会議

- 第 5 条 本会に下記の役員及び事務局を置く。
- （ 1 ）会長 1 名、副会長若干名、常任理事・理事若干名、監事 2 名、事務局長 1 名。
 - （ 2 ）本会に顧問及び参与を置くことができる。
- 第 6 条 理事及び監事は、総会において選出する。
- 第 7 条 会長、副会長は理事の互選による。
- （ 1 ）会長は、本会を統括する。
 - （ 2 ）副会長は、会長を補佐する。
 - （ 3 ）理事は、本会の重要事項を審査する。
 - （ 4 ）青年部・女性部の部長及び副部長は、本会の理事となる。
 - （ 5 ）監事は、本会の会計事務を監査する。
 - （ 6 ）事務局長は、会長が指名し会計事務等の事務を行う。
- 第 8 条 役員任期は、2 年とし再任を妨げない。
ただし、後任者が就任するまでは引き続きその職を行う。
- 第 9 条 総会は、年 1 回とし必要があると認めたときは随時会長はこれを召集する。
- 第 10 条 役員会は、必要がある都度会長はこれを召集する。
- 第 11 条 本会は、総会において出席人員の 3 分の 2 以上の承認を得なければこれを改廃することができない。

第 4 章 会 計

- 第 12 条 （ 1 ）本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。
- （ 2 ）本会の運営は、国の謝金、県の補助金等により運営する。
 - （ 3 ）役員、組合長及び事務局が会議等に出席する場合は、旅費を支給する。
 - （ 4 ）本会の予算並びに決算は、総会の承認を得なければならない。

- 附則 1 この会則は、昭和 43 年 1 月 1 日から実施する。
- 2 この会則は、昭和 57 年 6 月 21 日から実施する。
- 3 この会則は、平成 6 年 6 月 24 日から実施する。
- 4 この会則は、平成 7 年 6 月 22 日から実施する。
- 5 この会則は、平成 12 年 10 月 3 日から実施する。